

民間児童養護施設における措置延長事例

年 度	施設数	児童数	備 考
平成 15 年度	2	2 人	定時制 専門学校
平成 16 年度	3	4 人	定時制卒業就職活動 定時制 専門学校
平成 17 年度	2	5 人	定時制 高卒後就職待機等

補助金の交付時期について

流れ	時期	問題点
<p>(事前協議)</p> <p>(内示等)</p> <p>・国庫補助要綱の制定・改正 ↓</p> <p>・県補助要綱の制定・改正 ↓</p> <p>・補助金交付申請書の提出 (事業者→県)(県→国) ↓</p> <p>・補助金交付決定 ↓</p> <p>(概算払い) (国→県)(県→事業者) ↓</p> <p>・事業実績報告書の提出 (事業者→県)(県→国) ↓</p> <p>・額の確定 ↓</p> <p>・支払い</p>	<p>・制定・改正の時期が年度後半</p> <p>・国庫要綱の改正にともなう内容のため、時期が遅くなる(2~3月)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・3月下旬</p> <p>・4月上旬</p> <p>・5月下旬</p>	<p>・国庫要綱の制定・改正が例年遅れるため、その後の事務手続きが年度後半に集中。</p> <p>・国から県への交付決定がないと支払手続きが行えない(県財務規則第32条)結果、支払時期が3月下旬にずれこむ。</p>

(問題解決しうる方法及び県の方向性)

・国、県双方とも年度当初に予算措置されているのだから、国庫要綱の制定・改正を年度の早い時期に行うことで、その後の事務を全体的に前倒していくことができる。

この件について、県から国へ補助金交付事務を早期に行ってもらえるよう要望していきたい。